

市営駐輪場

受け付けは3月14日から

市では、J・R成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の令和3年度利用許可申請を3月14日(日)から受け付けます。密を避けるため、

最少人数での来庁にご協力をお願いします。

日時と会場は表1の通り

対象車両は自転車、原動機付自転車(125cc以下。J・R成田駅東口駐輪場は50cc以下)

利用期間は4月1日～3月31日

申請に必要な物

○市民は住所が確認できる物(運転免許証や保険証など)

○高校生以下の人は在籍を確認できる物(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)

○使用料(表2の通り。つり銭のないように持ってきてください)

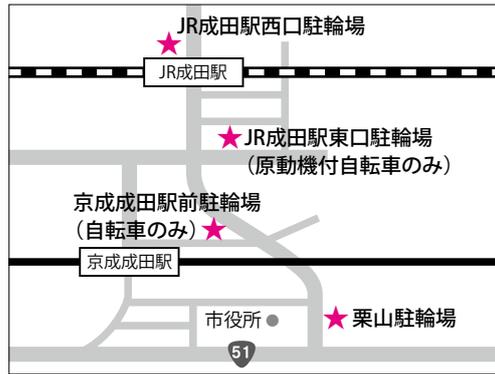
○自転車の車体番号と色を控えた物

表1 日時と会場 \*3月14日(日)は混雑状況に応じて開始時間を早める場合があります

期日	時間	会場	対象
3月14日(日)*	午前9時～午後3時	市役所1階ロビー	市民
3月15日(月)から(土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市役所2階交通防犯課	市民、市民以外の人
3月28日(日)	午前9時～正午		

表2 使用料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,140円	1,570円	6,280円	3,140円
原動機付自転車	5,230円	2,610円	1万470円	5,230円



○原動機付自転車のナンバーと車体の色を控えた物

○J・R成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している人はICカード

使用料の免除は次の人は使用料が免除となりますので、証明できる物を持ってきてください

○生活扶助を受けている人  
○残留邦人などに対する支援給付を受けている人

○身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳のいずれかの交付を受けている人

○知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の人

○配偶者のない母親または父親で18歳未満の子を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の子

○特定疾患などにより長期にわたり治療を必要とする人

※申請は1人1台限りです。駐輪場の併用はできません。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

自殺対策強化月間

心の健康状態を確認しましょう

卒業や退職などの環境の変化がある3月は、自殺者数が最も多い月であることから自殺対策強化月間と定められています。

この機会に、自分の心の健康状態を確認しましょう。食欲がない、気持ちが落ち着かず眠れないなどのつらい気持ちが続いているなら、無理をせず早めに周囲の人や専門家に相談しましょう。

また、身近な人が悩んでいることに気付いたときは、声を掛けてみましょう。尊い命を守るために、一人一人ができることから始めて

多量のごみ処理

集積所に出さないで

引っ越しなどで多量に出るごみや資源物をごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。

また、ごみの中には雑がみ、衣類、布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがあります。正しい分別を心掛けましょう。

処理施設へ自己搬入する場合

○可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・16809)

○資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付日時

月々土曜日(祝日を含む)午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

みませんか。

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。



# 市長日誌

2月1日(月)～15日(月)

- 2日 成田山新勝寺節分会
- 3日 印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会  
行政改革推進本部会議
- 4日 公設地方卸売市場運営審議会  
新型コロナウイルス感染症対策本部会議(15日)  
PARA Beats! 勇気を奏でよう。  
(成田市・アイルランド共生社会応援プロジェクト)
- 11日



イベントの開催を祝う(11日)

## し尿のくみ取り

### 早めに連絡を

引越などごごみ取りが必要・不要になったときや、世帯主などを変更したときは、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

## 水道・下水道

### ホームページでも

### 手続きができます

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジエネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。

ホームページ=https://www.je

nets.jp/cs/index.cgi?area=0

6

携帯電話サイト=

https://www.je

enets.jp/mobil

e/index.cgi?ar

ea=06



ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

## 医療費通知

### 3月下旬に送付

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を送付します。

知を世帯主宛てで送付します。

これは、11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

1526)へ。

## 雇用促進奨励金

### 事業主を対象に

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象は市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

①55～64歳の人

②障がいのある人

③20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父

④精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人

⑤自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり)は月額1

万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)

助成期間は雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18カ月)

申請期限は3月12日(金)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

## 転入・転出・転居

### 住所が変わったら

### 手続きを

引越などで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階、下総・大栄支所、市民課赤坂分室)で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。

外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

## 日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は問い合わせてください。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

5)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカード・住基カード(いずれも持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカード・住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)

市・県民税と所得税

申告はお早めに

市では、市・県民税申告を3月15日(月)まで受け付けています。また、成田税務署では所得税の確定申告の提出期限を延長して、4月15日(木)まで受け付けます。

郵送での申告にご協力を

密を避けるため、できる限り郵送またはe-Tax(確定申告のみ)での申告にご協力をお願いします。市・県民税申告書の作成には、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kuwashiki/page011>)

申告会場と受付日時

会場	受付日	受付時間
市役所6階 中会議室	3月15日(月)まで (土・日曜日を除く)	午前9時～正午 午後1時～4時
大栄支所2階	3月1日(月)・2日(火)	
保健福祉館	3月3日(水)	
八生公民館	3月4日(木)	
久住公民館	3月5日(金)	午前9時～正午
三里塚コミュニティセンター	3月12日(金)	

2\_00028.html)にある「市民税・県民税申告書作成システム」が便利です。所得税の確定申告書の作成は、国税庁ホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を使用すると、税額などを自動計算することができます。

**郵送先**

- 市・県民税申告書：市民税課 (〒286・8585 花崎町760)
- 確定申告書：成田税務署(〒286・8501 加良部1・15)

**会場で申告する場合は**

換気・消毒を十分に行うなど、新型コロナウイルス感染症対策をして受け付けを行います。

**市・県民税申告** 左上表の通り  
**所得税の確定申告** 左上表の会場と成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール。3月15日(月)まで。土・日曜日を除く午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)。なお、ふるさと納税などの寄付金控除を受ける場合や分離課税(譲渡・配当等・山林・退職所得)となる場合など、申告内容により成田税務署特設会場のみでの受け付けとなる場合があります。詳細は広報なりた2月15日号で確認

してください。また、3月16日(火)以降の会場については成田税務署(☎28・5151)へ確認してください。

**来場する際は感染防止対策を**

入場時の検温で37.5℃以上の熱がある人は入場できません。発熱症状がある人や体調がすぐれない人は来場を控えてください。また、感染防止のため、次のことを心掛けてください。

- できる限り少人数で行く
- 密を避けるため、受付時間前から入り口に並ぶことは控える
- マスクを着用し、入り口で手指消毒を行う

**医療費控除は明細書を添付して**

医療費控除を受けるには、今年から「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務化されました。昨年までと異なり、領収書の添付では控除を受けられませんので注意してください。

**※くわしくは、市・県民税申告に**  
ついては市民税課(☎20・1513)、所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)へ。

病児・病後児保育室

令和3年度の登録受け付け開始

なのはなクリニック病児保育室ゼフィルス(吉岡)・成田ナースینگ保育室(押畑・成田病院内)・めだか病児保育室(中台・中島医院内)では、病気や病後回復期の子どもを保護者が家庭で看護できない場合に、一時的に保育します。

利用方法

利用方法は利用日前日の午後6時までに各施設へ連絡し、予約する。開室時間外の場合は、子どもの名前と症状、連絡先を留守番電話に入れる。予約した後、利用前に各病児保育室の医師の診察を受ける(定員を超えた場合や診察の結果によっては、利用できない場合があります)

令和3年度の登録を受け付け中

利用するには、年度ごとに登録が必要です。母子健康手帳を持って、各施設・子育て支援課(市役所2階)・市立保育園のいずれかで手続きしてください。なお、郵送での手続きを希望する場合は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page137000.html>)にある申請書に必要事項を記入して、子育て支援

課(〒286・8585 花崎町760)に送付してください。

※くわしくは、なのはなクリニック病児保育室ゼフィルス(☎73・8110)、成田ナースینگ保育室(☎22・3131)、めだか病児保育室(☎27・3454)、子育て支援課(☎20・1538)へ。

ジェネリック医薬品

切り替えて自己負担額を軽減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかお知らせするものです。

通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。